イングランド内戦期の国王に関する諸出版物の調査		
小鮒 史子		比較社会文化学専攻
期間	2008年2月2日~2008年2月8日	
場所	イギリス(ロンドン)	
施設		英図書館 ショナル・アーカイヴス

内容報告

本調査研究の当初の目的は、大英図書館が収蔵する 1640年代にロンドンで出された諸出版物の中で、修士 論文の中核となる史料として用いた1648年11月の『軍 の抗議』「と呼ばれる国王チャールズー世の裁判を要 求する議会軍の声明文および、博士論文の執筆に当 たって用いる予定である1647年10月から49年5月に かけてのレヴェラースの声明に関わる報道出版物を、 形状を確かめるために実際に閲覧することにあった。 結果として、実際には館内でも実物の閲覧が制限さ れていたために、製本された複写物のみを目にするこ ととなったが、国内ではカタログ番号を頼りにマイク ロフィルムの複写によって用いていたコレクションを 書棚に配列された状態で閲覧することは、分類の方法 を体感し、イギリス国内でどのように用いられる性質 の史料であるかを知るという点で、同史料を今後用い ていくに当たって有益な体験となった。また、同館の リーディングルーム内から使用できるオンラインサー チシステムによって、「トマソン・トラクト」に含ま れていない同時期の出版物のタイトルを確認し、必要 なものを複写した。

1 史料の性質について

大英図書館が収蔵する内戦期から共和政期にかけての一群の出版物は分類上「トマソン・トラクト」と呼ばれる。1640年代から60年代にかけて同時期の書籍商ジョージ・トマソンによって収集された二万点を超えるパンフレット・ニューズブック類のコレクションである。同時期の研究のための史料として広く一般的に用いられ、マイクロフィルムのみならず、現在では、同時期のその他のコレクションと合わせたサーチシステム「Early English Books Online (E.E.B.O)」を用いることによって、英米の主だった研究機関では、ウェ

ブ上からの検索と閲覧および複写が可能となっている。大英図書館のリーディングルーム内からも同システムが使用でき、また、同館の「稀少書および音楽関係」室に、複写版を製本した形で書架に配列されている。英語で書かれた十七世紀の出版物を用いることは国内外を問わず急速に容易くなっているため、用いることそのものの価値は薄れ、用いかたの独創性やそれらの読み解き方が今後より重要になると感じた。

本調査研究の当初の目的は、修士論文の中核として 用いた1648年11月の議会軍の声明『軍の抗議』出版 版の実物を閲覧することにあった。イングランドにお ける1640年代とは、いわゆるピューリタン革命あるい は内戦期と呼ばれる時期に当たる。内戦による検閲の 失効に伴って、それまで禁じられていた国内ニュース を扱う報道出版物の総数が飛躍的に増大した年代であ る。それらの報道出版物は、すでに使いつくされた感 がある日付や事件を知るための資料としての価値のみ ならず、「報道を目的としたものである」という点に おいて、世論の形成の萌芽や情報が伝達されるにつれ て変容してゆくさまを追うための資料として、今後も 十分に用いる価値があるだろう。ふんだんに残るそれ ら出版物の内容を目にすることが格段に容易くなって いる現在、すべてを網羅して読むことはおそらく不可 能に近い。重要となるのは、こちらもすべてを受ける ことは限りなく不可能に近い現代のニュース報道の中 から必要な情報を選びとるように、多く残る史料の中 から適切なサンプルを選びとる作業であると感じる。

2 修士論文について

昨年度に提出した修士論文に筆を加えて雑誌『歴史 学研究』に投稿する予定である。昨年九月に投降を試 みたものの、史料上の不首尾その他の指摘を受けたた め、本調査研究で入手した史料を新たに加え、今後 修正を加えて再投稿をこころざしている。1648年11月 『軍の抗議』出版版の文面を中心として、同年11月 から49年1月にかけての『軍の抗議』に関わる版物の中から三点をサンプルとして選びだし、元の文面に言葉としては見られない表現が反論と支持論の中に現われてくる様子を追った手法に対して指摘された最大の問題は、「なぜパンフレット類に限定するのか?」「なぜその三点を選んだか?」という二点であり、その二点のうち、とりわけ後者を考えることが現在の課題となっている。

内戦末期、議会軍に敗れて捕らわれた状態にある国王チャールズー世に対して内戦における「流血の罪」を問い、国王の処刑をはじめて公に要求したとされる『軍の抗議』は、1648年11月に出版された。翌49年1月はじめに国王裁判のための高等裁判所設置法が下院のみの可決で条例ではなく「法」として定められ、同月31日、国王の処刑が行われる。上述した三点のサンプルとは、この1648年11月から49年1月の三ヶ月のみに時期を絞り、前述の「トマソン・トラクト」のカタログに掲載されたタイトルと筆者名から『軍の抗議』に関連するもの選び、その中で筆者が確実に分かって数十頁の枚数をもつものを、いってみれば無作為に取り上げたものである。

『軍の抗議』に対する反論としては、該当時には王 党派ニューズブックの編集者であり、その前には議会 派誌の編集に携わっていたマーチャモント・ネダムに よるものと、急進的な流れに難色を示す議会長老派の 聖職者ウィリアム・セジュウィックによるものの二点 を、支持論としては「セジュウィックに対する反論」 として書かれた再洗礼派の聖職者トマス・コリアーに よるもの一点を選んだ。『同時期のニューズブックそ の他の出版物を扱うにあたって、先行研究で「職業的 ジャーナリスト」と評されるネダムという人物はどう あっても関わってくるものの、執筆者三名の内二名ま でもが聖職者となり、その間で名をあげて論戦が行わ れているのは、まったく偶然というほかにない。「な ぜその三点を選んだのか?」という問いに対して現在 答えるとしたら、「ある程度の枚数があり、執筆者の 性質が分かり、入手できたからである」と返すほかに ないのである。しかしながら、分量と執筆者の性質に 関するはじめの二点については必要条件と思うが、史 料の閲覧と複写とがきわめて容易になっている現在、 三点目についてはすでに理由にはならないと、本調査 研究を経ることで深く実感した。ふんだんに残る史料 の中から適切なサンプルを選ぶ能力を養うためには、 やはりある程度は多量に目を通す必要があるのだろ う。しかし、「サンプルを選ぶ」という手法に関してはあらためる必要を感じない。必要とされるのは選ぶ際の感覚の精度であり、「なぜそれらを選んだか」という問いに対して返答するための論理であろう。その意味でも今回の調査は有益だったといえる。数日間とはいえ、ウェブ上から容易く複写ができ、膨大な文面に含まれる単語の頻度を一瞬で把握することさえ可能であっても、受け取る側の容量が飛躍的に増すわけではないと体感したためである。

少なすぎるのは論外にせよ、あまりにも大量の情報 が容易く手に入る状況には便利さと表裏一体のとまど いを感じる。枠組みを取らずに点描をうつと輪郭が浮 かんでこないが、はじめに枠組みを取った場合、そこ に収まる膨大な事実は、はじめの枠組みを裏付けるた めに恣意的に選んだ物証となりかねない。あくまで仮 定として枠をとり、はみ出す部分を重んじてためらわ ず枠を壊すには、かなりの克己心が要る。ふんだんな 情報源をどのように扱い、どのように取捨選択してゆ くべきかを考えることが、現在の課題から引きつづい て今後ももっとも大きな課題となるだろう。そのため に今現在なすべきことは、「入手できる」という便宜 的な条件を外して、サンプルを選びとる母体の幅を極 力広く考えることと、ある程度は多量の出版物に接す ることの二点であるように思う。本調査研究で入手し た「トマソン・トラクト」に含まれない、すなわち、 国内でマイクロフィルムからの複写がむずかしい出版 物の複写物は、主に、前述の三点のサンプルの執筆者 たちであるネダム、セジュウィック、コリアーによっ て1640年代から50年代にかけて出されたパンフレッ ト類である。短い3ヶ月に限定せず執筆者らが書いた 他の文に多く触れることは、サンプルとして選んだ三 点の内容をより精密に把握するために、やはり必要な 作業であっただろう。ことにネダムに関しては、関連 するニューズブック・パンフレット類の数が、時期を 絞っても相当数にのぼるものの、タイトルと見出しだ けでも通読し、執筆者の性質を再考する手立てとして いきたい。

上にあげたもう一点の「国王の処刑という事例を考察するに当たってなぜ史料をパンフレット類に限定するのか?」という問いに対しては、現在の時点では、事件と直接関わらない人間たちがそれをどう受け止めるかを考察するため、と答える。国内ニュースを扱う出版物の総数が飛躍的に増大した時期にあたる1640年代を対象として、現代で言う「世論」のようなもの眺めようとするとき、事件報道を目的とするニューズブック・パンフレット類に見られる言説を材料として

選ぶことは、決して不自然ではないだろう。該当する 時期に出されたパンフレット類を入手できるかぎりす べて網羅的に読む必要は感じない。仮に可能であると しても、さほど有益であるとは感じないためである。 選んだサンプルが全体を見わたす材料として適切であ るとする根拠を示せるならば、文面を熟読した上で受 ける主観的な印象も、決して無意味ではない。ニュー ズブック・パンフレット類とは何らかの意図をもって 情報を伝えることを前提としたものである。そこから 何かを読み取るためには、最終的には、撞着した表現 ではあるが、読み取るしかないように思う。同時代の 状況を把握し、執筆者の性質を把握した上で、限定し たいくつかのサンプルの文面を深く熟読して執筆者の 意図を読み取り、同時にそれを読んだ側の受け止め方 を主観的に推測することは、少なくともニューズブッ ク・パンフレット類に関してならば、無意味ではない と感じる。以上が、主としてあつかう史料をパンフ レット類に限定する理由であり、また、その中から適 切なものを選ぶ必要をおぼえる理由である。繰りかえ しになるが、少なすぎるのは論外にせよ、受け取る側 の容量を超えるあまりにも大量の情報はあつかいを誤 ると感覚を鈍らせかねない。戸惑うほど入手が容易に なりつつあるふんだんな史料の中から適切なサンプル を選びとる作業が、ますます重要になってくるように 思う。

3 今後の研究計画

博士論文を構想するにあたって、手法としては、上述の『軍の抗議』を中心としてそれを報じる出版物を選び、執筆者の意図を越えて変容してゆく例をあげた修士論文と同様に、1640年代の国王チャールズ一世に関連する出版された文書を選んで、その周りに広がる報道の波紋を追う方法をとり、内戦期全体を通しての国王に対する言説の変容、あるいは変容しているかどうかを、推測する手立てとしてゆく。

出版物に現われる国王の表象の分析はこれまでにも多くなされている。内戦期はむろんのこと、チャールズー世が処刑された1649年1月以降に版を重ねた『王の肖像』と呼ばれる出版物を中心として、死後の国王がどのように「殉教者」とされていったか見ることのほうに、むしろ重点がおかれる傾向にある。また、報道出版物をあつかう先行研究では、殉教者(受難者)としての国王のイメージは、議会軍に敗れて捕らわれた1647年の時点ですでに現われているとの指摘もなされている。スコットランド軍に投降した国王が同軍からイングランド議会にひきわたされた事件を「ユダ

の裏切り」になぞらえ、裏切られた国王にキリストの イメージを重ねる表現が、処刑の二年前の時点ですで に現われていたとし、そこに「『王の肖像』へとつな がる道」をあるとしている。^{III}

殉教者(受難者)としての国王像は死後に確立され たものなのか、あるいは生前からすでに現われていた ものなのか? 前述した、国王の裁判を要求する『軍 の抗議』を読むかぎり、そこで要求されているのはあ くまで裁判であり、処刑を要求しているとは読みいく いという結論を得た。しかし関連する三点のサンプル の内では、むしろ君主制を支持する『抗議』への反論 の中でこそ、裁判が処刑に至る危惧が繰りかえし強調 されている。執筆者が本当にそれを危惧していたかを 別としても、少なくとも言葉の上では、そこにはたし かに受難者的な国王象がある。私見では、そのイメー ジは内戦期全体を通じて国王を支持するものの側の喧 伝も含めてゆっくりと形成され、敗北によってさらに 濃く輪郭をそなえ、多くが恐れ慄いていたがさほど現 実になるとは思わなかった「王殺し」が当事者たちの 意図をこえて実現してしまうに至って、確固とした形 を取りはじめたのではないかと感じる。この推測を確 認するために、今後は内戦期全体を通じて出版物を選 び、受難者としての国王のイメージの萌芽がみられる のは1647年以降であるのかを確かめ、1640年代全体 を通じての国王象の変遷を追っていきたい。1648年 末の『軍の抗議』に次いで、次に中心とする出版物に は、年代をさかのぼり、前年47年10月から49年5月に かけて出されたレヴェラースの一連の声明、いわゆる 『人民協定』を扱う予定である。修正を加えつつ出版 を重ねた文書の書き手たちは、明らかにはっきりと報 道の意図をもっていたのではないかと感じるためであ る。iv

また、出版物を中心とした手法をつづけるにしても、同時代の状況を概観するために、あるいは比較対象として、同時期の出版物以外の史料を用いることも、今後は重要になってくると感じる。具体的には、議会関係の公的史料である calendar of state papers の該当時期を用いる予定である。 state papers, domestic affairs は、要約された刊行物とは異なる原本筆写版が、現在はナショナル・アーカイヴスに収められている。 5 今回の調査では、マイクロフィルム版ではあるものの、 4 8年末から 4 9年の国王に関わる部分を閲覧し、複写することができた。大英図書館で入手した刊行物の複写およびヴェネチア大使の書簡を元にした英訳の要約刊行物 Calendar of state papers and manuscripts, relating to England affairs. vi等と合わせて用

いていきたい。

以上の当面の計画に加えて、現在の研究関心が「報道による情報の変化」にあって十七世紀イングランドの国王処刑はその一例に過ぎないのか、あるいは「国王の処刑」が関心の中心であり、それを報じる情報の変化を追うことは王制の変化を考えるためのひとつの手法であるのかを考えたとき、やはり後者であると判断したため、ひとつの長い目標として、王制全般―とりわけ、近世から近代、現代を経るうちに、権力を制限されて象徴と化してゆく道を進んだ今に残る王制、率直にいうならば、近代天皇制について考えていきたい。現在も残る英国王室の国王が近世に処刑された事例は、近代以降の王制全般を考えるためのひとつのサンプルである。

現在の日本の天皇制を考えるとき、「象徴となる」 ということは、制限を重ねた君主制が衰えたはての最 終形態の一種であるように感じる。プライヴァシーの 権利はおろか参政権さえもたない数家族が、象徴とい う言葉のもとに存続している意義を考えると、それ は人権の侵害ではないかと感じてならない。1649年 1月の国王の処刑という事例は、『軍の抗議』を提出 して裁判を要求した議会軍幹部たちにとってさえ当初 から意図したものではなかったとする見方が、近年は むしろ一般的である。彼らが要求したものはあくまで も裁判であり、裁判が処刑に至ったのは偶発事であっ たとする見解である。『軍の抗議』の文面を読み、そ れに関わるわずかばかりの出版物を読んだかぎりであ れ、1648年11月の時点で議会軍が処刑までを要求し ていたとは、たしかに読みにくいという結論を得た。 しかし、象徴とされはじめることが君主制の衰えの第 一歩であると考えるならば、内戦の敗北以降、おそら くは支持者たちの喧伝として「受難者」のイメージを 形成され、死に至ることでそれを確立されたのではな いかと仮定するチャールズ一世の処刑は、まさしく衰 えの大きな第一歩であるように感じる。そのようなこ とを考えるとき、十七世紀イングランドの国王処刑と いう事例を研究することは、現在の日本の天皇制を鑑 みることともつながってくるように思う。 現時点では まだ構想すら持たないものの、イングランドを一つの 事例として近代以降の王制全般を考察することが、今 後の長い目標である。

注

i A remonstrance of lord Fairfax and of the Generall Council of Officers, held at St. Albans. Presented to the Commons in Parliament, 20 nov. 1648 [BL E.4473(11)]

1648年11月16日ロンドン近郊セント・オールバンズで 開催された議会軍士官会議によって発表され、同月20日 に下院に提出された議会軍の声明。起草者ヘンリ・アイ アトン。

ii A plea for the King and Kingdome; By Answer to the late Remonstrance of the Army, Presented to the House of Commons on Monday Novemb. 20. 1648 [BL E.474[2]]

1648年11月27日以前に出版。筆名Merc. Prag.=『メルクリウス・プラグマティクス』。『プラグマティクス』は ネダム編集の王党派ニューズブックである。

Justice upon the Army Remonstrance, or A rebuke of the evill spirit that leads them in their Counsels and Actions. With A iscovery of the contrariety and enmity in their waies, to the good spirit and minde of God. Dedicated To the Generall, and Councel of War. By William Sedgwick. 1648 [BL E.475. [34]]

A Vindication of the Army-Remonstrance, While they act Sutable to those things Therein Remonstrated: being a brief and moderate Answer to Mr. Sedgwicks Book, intituled Justice upon the Army-Remonstrance. By T. Collier. 1648 [BL E.477 [6]]

- iii J. Raymond, 'Popular Representations of Charles I', T.N. Corns(ed.), The royal Image: Representation of Charles I, Cambridge, 1999, pp.47-73
- iv Ian Gentles, 'The Agreement of the people and their political Context, 1647-1649', ed. By M. Mendle, *The Putney Debates of 1647*, 2001を参照。
- v National Archives, SP16/516-517
- vi Calendar of state papers and manuscripts, relating to England affairs, existing in the archives and collections of Venis, and in other libraries of Northern ITALY,, Vol. X X V III, 1647-1652, ed.by A. B. Hinds, M. A., London 1927

こぶな ふみこ/お茶の水女子大学大学院 比較社会文化学専攻

【指導教員のコメント】

現在博士論文執筆中の小鮒史子さんが行っている研究は、17世紀イングランドを揺るがした大事件である国王 チャールズ一世の処刑をめぐる当時の報道を追ってゆくこと、より大きくは、1640年代の国王を巡る出版や報道 活動を明らかにし、そこから国王を巡る言説の変化をたどろうとするものです。王権を巡る言説の変化はどのよ

学生海外調査研究

うなメカニズムをもっているのか、日本人としてわれわれはイギリス人のイギリス研究にどのような発信・貢献が可能なのか、このような問題を考える上で、今回の海外調査研究の成果を、今後の小鮒さんの研究姿勢や史料読解に大いに生かすことができるものと信じております。大英図書館の主要なコレクション史料からはもれているような史料を収集したことは、博士論文に向けての重要な一歩であったと思われますが、今後は、そのような報道・出版を行った人物の思想や行動、そして報道がなされた時代的背景の事情を、より緻密に突き止めてゆくことが大いに望まれます。

(人間文化創成科学研究科 准教授 新井 由紀夫)